

指定管理業務点検・評価シート（令和7年度業務）

令和8年7月28日

施設名	鳥取県立童謡館	所在地	鳥取市西町三丁目202
施設所管課名	文化政策課	連絡先	0857-26-7839
指定管理者名	（公財）鳥取童謡・おもちゃ館	指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日

1 施設の概要

設置目的	童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資すること。
設置年月日	平成7年7月7日
施設内容	○敷地面積：3,412.55㎡ ○建物面積：2,961.70㎡ ○施設内容：童謡展示室（茅葺き民家、木造教室、鳥取の音楽家たち、童謡コーナー、ドレミランド等）、いべんとほーる ほか
利用料金	○入館料（童謡館に係る部分のみ）： 個人（学生又は一般人に限る）－1人1回につき250円 外国人（大人。高校生以下無料。）－1人1回につき125円 団体（学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。）－1人1回につき200円 ○多目的ホール利用料： 午前－1回につき1,910円、午後－1回につき3,820円、夜間－1回につき4,790円、 午前・午後－1回につき5,730円、午後・夜間－1回につき8,610円、 全日－1回につき10,520円
開館時間	午前9時～午後5時（多目的ホールの利用にあつては、午後9時まで）
休館日	・毎月第3水曜日（その日が祝日の場合は翌日）、ただし8月は無休 ・年末・年始（12月31日～1月3日）

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	①施設設備の保守管理及び修繕 ②施設の保安警備、清掃等 ③童謡館の利用の許可、施設利用料の徴収等に関する業務 ④その他施設の管理に必要な業務 ⑤文化事業の実施に関する業務
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員（常勤職員）：13人、非常勤職員：7人　〔計20人〕　令和8年3月
	【体制図】 <pre>graph TD; A[館長（正職員1人）] --- B[次長（正職員1人）]; B --- C[総務係（正職員3人、非常勤職員6人）]; B --- D[イベント係（正職員4人）]; B --- E[おもちゃ係（正職員2人）]; B --- F[童謡係（正職員2人、非常勤職員1人）];</pre>

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	7年度	8,190	8,762	7,757	10,564	18,457	9,792	8,970	11,342	7,852	5,945	7,076	8,426	113,133
	6年度	5,905	7,250	6,433	9,647	14,222	10,691	8,563	8,796	7,632	6,127	6,660	10,019	101,945
	増 減	2,285	1,512	1,324	917	4,235	△ 899	407	2,546	220	△ 182	416	△ 1,593	11,188

利用料金収入 （千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	7年度	1,063	1,355	971	1,214	2,729	1,186	976	1,164	986	648	912	1,249	14,453
	6年度	855	1,181	991	1,259	2,221	1,416	963	1,059	1,191	935	1,048	1,240	14,359
	増 減	208	174	△ 20	△ 45	508	△ 230	13	105	△ 205	△ 287	△ 136	9	94

5 収支の状況

区 分			7 年度	6 年度	増 減
収入	事業収入	入館料収入	11,990	13,294	△ 1,304
		ホール利用収入	1,757	1,683	74
		年パス会費収入	2,463	1,064	1,399
		その他事業収入	2,541	2,405	136
		小 計	18,751	18,446	305
	事業外収入	県指定管理委託料	89,499	86,213	3,286
		鳥取市指定管理委託料	88,925	85,865	3,060
		その他委託料収入	0	1,280	△ 1,280
		基本財産運用収入	144	140	4
		雑収入	1,022	843	179
		補助金収入	52	5,906	△ 5,854
		基金取り崩し収入	13,165	0	13,165
		その他事業活動収入	119	24,000	△ 23,881
		小 計	192,926	204,247	△ 11,321
計		211,677	222,693	△ 11,016	
支出	人 件 費		96,344	87,883	8,461
	管理運営費		2,571	2,715	△ 144
	事 業 費		111,541	98,805	12,736
	固定資産取得（備品購入等）		1,003	1,882	△ 879
	その他事業活動支出		119	31,408	△ 31,289
	計		211,578	222,693	△ 11,115
収 支 差 額			99	0	99

6 労働条件等

確認項目		状況			備考	
		正職員	非常勤職員	臨時職員		
雇用契約・ 労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則、給与規程、労働条件通知書	就業規則、給与規程、労働条件通知書		※書面の名称を記入	
	就業規則の作成状況	有	有		※常時10人以上の労働者を使用する場合は作成、届出が必要	
	労使協定の締結状況	時間外労働、休日労働に関する協定	時間外労働、休日労働に関する協定		※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無	
労働時間	所定労働時間	毎月1日を起算日として、1ヶ月を超えない期間につき平均して、1週間あたり40時間	1ヶ月20日または毎月1日を起算日として、1ヶ月を超えない期間につき平均して、1週間あたり40時間を超えない範囲内で理事長が定める時間		※幅がある場合は上限、下限を記入	
	時間管理の手法	本人静脈認証による電磁記録	本人静脈認証による電磁記録		※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入	
	休暇、休日の状況	週休日として、1週に2回または4週に8回の割合で、理事長があらかじめ指定する日。国民の祝日の日数分の休み、年末年始、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、無給休暇	1ヶ月の勤務日数が20日を超えない範囲内で、理事長があらかじめ指定する日。年次有給休暇、病気休暇、特別休暇		※幅がある場合は上限、下限を記入	
給与	給与金額	300千円／月	184千円／月		※平均月額を記入	
	最低賃金との比較	適	適		※適否を記入	
	処遇改善計画との比較	100.2%	99.8%		※達成率を記入	
	支払い遅延等の有無	無	無		※有無を記入	
安全衛生	一般健康診断の実施	有				
	産業医の選任	選任の要否： 否	選任状況： 否		※規模の要件あり	
	安全管理者の選任	選任の要否： 否	選任状況： 否		※業種・規模の要件あり	
	衛生管理者の選任	選任の要否： 否	選任状況： 否		※規模の要件あり	
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否： 要	選任状況：（事務局長の職にある者を選任）		※業種・規模の要件あり	

（参考）

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づくもの）
- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
開館時間	GWやお盆期間の利用促進を図るため、開館時間を1時間前倒ししてオープン時間を朝8時とする早朝開館を実施している。令和7年度は5月3日～6日と8月9～15日の計11日間を早朝開館日とした。
休館日	多くの方に利用してもらえるよう、休館日は施設設備のメンテナンス等に必要な最小限の日数としている。令和7年度は年間350日開館した。
利用料金	・観光周遊バスや、宿泊施設、観光・公共施設（鳥取県ミュージアムネットワーク）との連携で割引や会員の相互特典等を実施し、利用向上に取り組んだ。 ・わらべ館開館記念日、とっとり県民の日、関西文化の日を入館無料の日とし、利用促進に取り組んだ。 ・キャッシュレス決済を推進し、来館者の利便のため多様な支払方法を提供した。 ・多くの方が利用しやすいよう大人500円、高校生以下無料の低廉な入館料としている。
その他	・消防訓練、救急救命訓練（AEDを含む）等を計画的に実施して、利用者に安心して利用してもらえるよう安全面の充実に継続的に取り組んでいる。 ・全員参加の接遇研修の実施や人権研修への派遣など、日常的なコミュニケーション対応に係る基本的なスタンスや実践のポイントについて学び、職員の資質向上に取り組んでいる。 ・各種情報誌や公式ホームページのほか、インスタグラムやYouTube上の公式チャンネルなどSNSの活用をこれまで以上に進めて、わらべ館の魅力がより多くの人に伝わるように工夫し、イベント情報や館の認知度アップに向けた発信に取り組んでいる。 ・感染症対策として、安心して利用してもらえるよう、検温装置の設置、手指消毒液の設置、機械換気の徹底、おもちゃの消毒、LED殺菌ボックスの設置など様々な対策に取り組んでいる。 ・点字による館内案内パンフレットのほか必要に応じ点字の歌詞カードを用意するなどし、誰もが安心して施設利用出来る環境整備に取り組んでいる。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	・利用者を対象にオンライン等で回答できる利用者アンケートを実施している。 ・利用者のご意見や改善の要望等を広く受け付ける、自由記入の投書ボックスを受付前に設置している。 ・イベントや企画展ごとにアンケートを実施し、内容の改善や次回の企画立案等に活用している。 ・主なご意見、ご要望とその対応については、休憩コーナーとHP上で公開している。
------------	--

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
わらべ夢広場の坂のとなりの囲まれた木の周りにたばこの吸い殻がたくさん落ちているので「たばこの吸い殻をポイ捨てしないでください」のような注意喚起ポスターを掲示してほしいです。	ご意見ありがとうございます。 公園は鳥取市の管轄となるため、利用者からのご要望として市の担当課に伝えます。
3Fの男子トイレ内におむつ交換台を設置してください。 2Fまで行かないといけないので不便です。	ご意見ありがとうございます。 3Fの男子トイレ内はスペースの都合で設置が難しいため、3Fのバリアフリースペース内におむつ交換台を設置しました。
①1Fの休憩スペースに数人の小中高生が持参のタブレットでゲームをしている。用途としてどうかと思うし、何よりマナーが悪すぎる。小さい子どもの良くない見本にもなりかねないので、休憩スペースのそういった遊びについては禁止してほしい。 ②休憩場で小学生がタブレットを見て遊んでいます。いいのでしょうか？とても不愉快です。学校に言ってもいいと思います。	休憩スペースは、多くの方に気持ちよくご利用いただくことを目的としており、特定のグループによる長時間の占有や、周囲への配慮を欠く行為は望ましいものではありません。 一方で、館としては個々の利用内容を一律に制限するのではなく、周囲への配慮を前提とした利用をお願いする方針としており、ゲーム機やタブレットの利用を一律に禁止することまでは、現時点では考えておりません。 休憩スペースの利用にあたり、長時間の占有や大きな声などで利用しづらい状況がございましたら、職員が対応いたしますので、お手数ですが受付までお声がけください。今後も、より快適にご利用いただける環境づくりに努めてまいります。

利用者からの積極的な評価
・ なつかしかったです（教室、音楽、当時はやったおもちゃ）。涙が出ます。 ・ こわい歌の展示の仕方なども工夫があり、良かったです。 ・ イベントも多く、とても努力してらっしゃると思います。 ・ 子ども達がとても楽しんでいました。館内の大きさがちょうど良く、遊びやすかったです。 ・ 有名な童謡が鳥取でうまれたと初めて知りました。懐かしい気持ちになりました。 ・ からくり、初めて構造まで見れて良かったです！こどもたちも大喜びでした！ ・ 来るたびに満足感をもって帰ることが出来ます。又、100円バスも大変ありがたいです。 ・ 帰省のたびに、子ども達が楽しみにして来ています。いつもお世話になってます。 ・ 6年ぶりにきてたのしかったです。昭和の雰囲気があつてなつかしく、おもしろかった。また来たいです。 ・ 3歳の子でも楽しめてよかった。 ・ 駅に近くて短時間しか余裕がなくても楽しめて良いと思う。 ・ イベント（むかしのからくりおもちゃ）実際にあそべて良かったです。 ・ ウマ交流のイベント大変良かったです！ ・ こわいうたてんがおもしろかったけどこわかった！（子どもより）

9 指定管理者による自己点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☒
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☒

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
概要 平成7年開館から30年目の節目にあたり、指定管理委託料に加えて県立童謡館基金と鳥取世界おもちゃ基金も活用しながら、数々の記念事業を実施した。マスコットの夢兎とロビットを使った30周年記念ロゴを制作し、認知度向上を図った。開館日である7月7日には県内東・中・西部から園児を招待し、平井知事・深澤鳥取市長も出席する記念コンサートを開催した。 利用状況 利用者数は113,133人（前年比110.9%）で、令和3年度から5年連続の増加。事業の増加・充実に伴い総事業費は2億1,000万円を超え、平成25年の公益法人化以降で最大規模となった。謝恩キャンペーンとして年間パスポートを通常2,500円のところ1,000円で販売した結果、会員数は464人から2,473人へと約5.3倍に急増し、制度開始以来最大の会員数を記録した。 童謡事業 昭和100年記念として「ジャズバンドがやってくる」を開催し、昭和初期のジャズ童謡や童謡唱歌の演奏、無声映画の弁士付き上映、ヴィンテージマイクを使った歌唱を実施。杉谷代水の没後110年に合わせた企画や、館収蔵の名品・迷品を紹介する企画展も行った。また基金事業の一つとして、照明を落とし懐中電灯片手に巡る「こわいうた展」を開催し、鳥取短大の協力による空間演出（井戸・お地蔵様など）も好評だった。 おもちゃ事業 郷土玩具の旧工房「柳屋」作品の復刻に取り組む若手グループの作品展やレトロ感ある平成おもちゃ展（'89鳥取世界おもちゃ博覧会の遺産活用）のほか、「ぬい活」ブームを反映したぬいぐるみ展では大人対象のイベントも開催。また、木工キットの新デザインを公募するなど、企画参加型のイベントを実施した。からくり時計のグループ展では国内各地から観覧者が訪れ、冬季に設置したメリーゴーラウンドは、鳥取に類似施設がないこともあり、大変な人気を博した。学校教育へのアプローチとしては、中学2年生が対象となる「おもちゃの話」の講座開設が増えたことで、若年層へのおもちゃ制作や郷土玩具に対する興味喚起に取り組めた。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
・ イベント部門の負担が重くなる中、この4月からはイベント係を1名増員した。新しい発想による事業内容の一層の充実化とともに、若年世代の職場定着を図りたい。 ・ 新規採用職員はデザインを専門に学んでいることから、特技を活かしてイベントカレンダーの紙面の刷新や、webも含めた館の広報物のクオリティアップに取り組むたいと考えている。 ・ CD試聴機を中心に使用している機器が年数経過により故障が発生、休止しているコーナーもあるが、音楽著作権との関係でデータに複製できないこともあり、今後の対応を模索中。 楽譜や書籍を展示しているだけで楽しむには限界があるので、リニューアルしてコーナーのコンテンツを刷新したい。 ・ アウトリーチによる童謡コンサートが好評を得ていることから、今後はインリーチ形式で幼稚園・保育園・認定こども園の子どもたちを招いた公演も実施し、童謡や唱歌に触れる機会を積極的に創出していきたい。また、「0歳からの童謡コンサート」のような親子向け事業も展開し、家族で気軽にコンサートへ参加できる機会を提供することで、童謡唱歌の魅力を楽しみながら受け継いでいける場づくりを進めていきたい。 ・ 昨年から月1回開催している将棋イベントは、徐々に参加者が増えてきている。この7月には鳥取県将棋連盟キッズ支部が主催する「第1回 鳥取県小学生地区将棋対抗戦(団体戦)」の東部予選会の会場になるなど盛り上がりを見せている。今年からは毎月のけん玉教室も加わった。デジタルにはない魅力を伝えたい。 ・ 子ども人口が減少する中、ファミリー層以外の大人が来ても楽しめる施設としての魅力を向上していきたいとも考えている。

10 施設所管課による業務点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☒
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☒

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	4	・予防保全の観点から、定期的に保守点検が実施されており、適切に管理を行っている。 ・館内清掃や空調設備、衛生設備の保守点検等により、利用者が安心して利用できる環境を整えている。 ・「鳥取市バリアフリー基本構想」が定められたことに伴い、対応可能なものから迅速に施設のバリアフリー化を行った。 ・職員への各種接客研修の実施により、緊急時においても臨機応変な対応がとれるよう、職員の資質と技術の向上に取り組んだ。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	・適正に実施されている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	4	・全職員対象の接客研修や各担当の専門スキルを向上させる様々な研修を行い、利用者に対して最適なサービスが提供できるように取り組んでいる。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	・開館30周年の記念ロゴを作成し、各広報媒体で使用するなど認知度向上を図った。 ・開館30周年の記念セレモニーには、県内の東・中・西から園児をバスで招待し、記念コンサートを開催した。 ・開館30周年の取り組みとして、年間パスポートを1,000円（通常価格2,500円）で販売し、年パス会員は過去最大の2,473人となった。（前年度末464人） ・オンラインでの利用者アンケートも活用し、利用者意見を把握し、施設の満足度向上に向けて積極的に取り組んでいる。
〔文化事業等の実施〕 ○資料の収集、保管、公開及び利用 ○調査研究 ○童謡・唱歌をテーマとした事業実施	4	・企画展にあわせた重点的な資料収集を行った。 ・県内各地への派遣型の童謡コンサートが好評を得るなど、小学校等での体験プログラムによる普及事業に積極的に取り組んでいる。 ・昭和100年記念として開催した「ジャズバンドがやってくる」では昭和初期の童謡や童謡唱歌の文化体験を通して多くの人に童謡・唱歌に触れてもらう機会を提供することができた。 ・境港市出身の作詞家杉谷代水の没後110年に合わせた唱歌の紹介や30年の間に収集してきた「名品」と「迷品」を紹介する企画展の開催によって、「童謡唱歌のふるさと鳥取」の普及啓発に取り組んだ。
〔収入支出の状況〕	3	・安心安全な施設管理運営と利用促進に取り組み、一年を通して開館を維持し、安定的な収支決算で事業年度を終了した。 ・開館30周年に際した事業の増加と充実により、総事業費は平成25年に公益法人化して以降、最大規模の2億1,000万円超えとなり、開館30周年にふさわしい多彩なイベントと企画展を実施した。 ・光熱費・諸物価・人件費高騰の中、職員の適切な処遇改善を実施しながら、積極的にエネルギー使用量の低減等に努め、施設運営の効率化を行った。
〔職員の配置〕 ○適正な職員配置 ○処遇改善計画の達成状況	3	・協定の内容通り適切に配置が行われているとともに、当初計画どおり処遇の改善が図られた。

〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	・関係法令等に基づき適正に対応されている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	・関係法令等に基づき適正に対応されている。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	4	・印刷物の発注等、障がい者就労施設への発注実績が認められる。
総 括	3.5	施設利用に係る基本的な管理運営はもとより、様々な広報媒体を利用した幅広い情報発信等により施設の利用促進と童謡唱歌の普及促進に取り組んだ。 開館30周年の節目の年となったが、年間パスポートを1,000円で販売したことや30周年を記念した多彩な企画事業の実施により利用者のサービス向上につなげることができた。

《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、
4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、
※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。